

路線草刈業務委託特記仕様書（芸北東部）

1 適用

本仕様書は、「R 8 権限移譲道路施設等維持・路線草刈業務（芸北東部）」に適用する。

2 施工時期及び回数

草刈回数は1回のみ、刈取り時期は原則として梅雨明けから8月10日までを予定している。2度刈りを防ぐため、時期について監督員と協議のうえ、実施すること。

3 施工方法及び原状回復業務

雑草は出来るだけ地表面に近い部分で刈取り、ガードレール支柱、標識支柱等の根元は特に刈り残しの無いように、特に注意して作業を行うこと。万一植栽樹木及び道路施設等を損傷させた場合は、受託者の責任において速やかに復旧すること。

4 測量方法等

着手前に、刈取り幅及び延長（設計値）を現地測量すること。刈取り幅は、切土側は道路端から1.0m、盛土側は0.5m（またはそれ以下）を原則とする。ただし、曲線区間における視距の確保や、交差点など交通の安全を図る区間においては、現地の状況を勘案して施工する事とし、監督員と協議のうえ実施すること。

また、歩車道境界ブロック周辺の目地部等より雑草が生えている場合も刈取ること。その際の刈取り幅は0.1mとして目地延長分を計上することとする。完了時にも同様に実測値を測量すること。

5 写真管理

着手前及び完了時には、起終点及び延長概ね500m毎を目安に、刈取り幅を検寸できるように写真を撮影すること。また、作業中及び運搬、処分の状況写真についても、適宜撮影すること。

6 出来高管理

着手前の測量結果（設計値）をまとめた展開図を4部作成すること。展開図には、測点、幅、延長に加えて、交差点や建物等の現地が確認できる主たる目標物を適宜記入してあることが望ましい。作業範囲は赤で着色し、うち1部には赤色で実測値を記入すること。

7 施工面積の確認

展開図をもとに作成した数量計算書を2部作成すること。うち1部は設計値に対し赤色（2段書）で実測値（延長、幅）を記入し、実測面積を計算したものとすること。

8 安全対策

当業務では作業時における通行人及び車両の安全確保を目的に、交通誘導員を16人配置することと見込んでいる。業務完了時には、配置人数を確認出来る資料を提出すること。

9 草木の処理

当該委託業務により発注する草木の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を厳守し適正に処理しなければならない。

当該委託業務により発生する草木の処分先は、下記の一般廃棄物処理施設を見込んでいる。

- (1) 処分場所 山県郡安芸太田町遊谷655-1
- (2) 所有者 (株)河本組
- (3) 受け入条件 受け入れ時間 8:00~16:30
重量検測場所で重量検測後、処理場に搬入のこと。
搬入物にはカン、ビン、ビニール等が混入していないこと。
- (4) 報告書等 搬入証明書等必要書類

なお、落札業者が自ら処分先に草木を搬入する場合を除き、運搬業務を委託する場合は、「廃棄物処理法」に基づき芸北広域環境施設組合の一般廃棄物収集・運搬の許可を受けた者以外に、一般廃棄物収集・運搬を下請けさせてはならない。

なお、詳細については監督員と協議すること。